

文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則

○文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則

昭和四十九年三月三十日

規則第十一号

改正 昭和五〇年三月三十一日規則第二四号

昭和六〇年二月一日規則第一号

平成二年一二月二七日規則第四六号

平成四年三月三十一日規則第二号

平成一一年三月三十一日規則第二九号

平成一一年一〇月一日規則第六一号

平成一二年六月一日規則第七三号

平成一二年七月三十一日規則第八〇号

平成一三年七月三〇日規則第六三号

平成一四年七月九日規則第六三号

平成一四年七月二二日規則第六四号

平成一四年一二月二五日規則第七六号

平成一五年三月六日規則第七号

平成一五年九月三〇日規則第六六号

平成一六年三月三十一日規則第二六号

平成一六年九月三〇日規則第六〇号

平成一七年三月三十一日規則第三六号

平成一七年九月三〇日規則第六一号

平成一八年三月三十一日規則第五三号

平成一八年八月二一日規則第八六号

平成二二年一月一三日規則第一号

平成二四年三月三〇日規則第四〇号

平成二五年三月二九日規則第四一号

平成二六年三月三十一日規則第二八号

平成二六年一二月二六日規則第六六号

平成二七年六月三〇日規則第五五号

平成二七年九月三〇日規則第六〇号

平成二八年三月三十一日規則第五七号

文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則

平成二八年一二月二八日規則第九六号

(趣旨)

第一条 この規則は、文京区心身障害者等福祉手当条例（昭和四十九年文京区条例第八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊疾病)

第二条 条例第二条第四号に規定する別に規則で定める特殊疾病は、次のとおりとする。

- 一 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定難病
- 二 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十四号）第二条に規定する対象疾病（同規則別表第三及び別表第五に係るものを除く。）
- 三 點頭てんかん

(所得の額)

第三条 条例第三条第二項第一号に規定する規則で定める額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

扶養親族等の数	金額
〇人	三、六〇四、〇〇〇円
一人以上	三、六〇四、〇〇〇円に扶養親族等一人につき三八〇、〇〇〇円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき一〇〇、〇〇〇円、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この表において同じ。）であるときは、当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族一人につき二五〇、〇〇〇円）を加算した額

(所得の範囲)

第四条 条例第三条第二項第一号に規定する所得は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(所得の額の計算方法)

文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則

第五条 条例第三条第二項第一号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第三百十三条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第七項（同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第九項（同法第十二条第八項及び第十六条第五項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額（条例第三条第二項第一号ただし書に該当する場合にあっては、その合計額から八万円を控除した額）とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

一 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第一号、第二号、第四号若しくは第十号の二に規定する控除を受けた者又は同項第三号に規定する控除を受けた満二十歳以上の障害者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

二 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第六号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となつた障害者（条例第二条に規定する障害者の所得の場合にあつては、その者を除く。）一人につき、二十七万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合は、四十万円）

三 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する控除を受けた者については、二十七万円（当該寡婦が同法第三百十四条の二第三項に規定する寡婦である場合は、三十五万円）

四 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第九号に規定する控除を受けた者については、二十七万円
(施設)

第六条 条例第三条第二項第三号に規定する別に規則で定める施設は、次の各号に掲げる

文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則

施設をいう。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項第一号に規定する救護施設
- 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第十一項に規定する障害者支援施設であつて、国若しくは地方公共団体又は社会福祉法人の設置する施設
- 三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する障害児入所施設
- 四 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
- 五 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設
- 六 前各号に掲げるもののほか、援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設であつて区長が定めるもの
(受給資格の認定申請)

第七条 条例第五条第一項の規定による受給資格の認定の申請（以下「申請」という。）は、心身障害者等福祉手当認定申請書（別記様式第一号）に当該申請者に係る次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- 一 住民票の写し
- 二 前年の所得（一月から七月までの月分の手当に係る申請については、前前年の所得）の状況を証する書類の写し
- 三 次に掲げるいずれかの書類の写し
 - ア 条例別表に規定する手帳
 - イ 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づき交付された医療受給者証
 - ウ 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則（平成二十六年東京都規則第二百号）による改正前の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十四号）第六条第二項の規定により交付された特定疾患登録者証
 - エ 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第六条の規定により交付された医療券

文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則

オ 児童福祉法の規定に基づき交付された医療受給者証（当該医療受給者証に記載された疾病が第二条に規定する特殊疾病と同一であるものに限る。）

（認定及び却下の通知）

第八条 区長は、申請があつたときは、条例第三条に定める受給資格に該当しているか否かを調査し、受給資格があると認めたときは、心身障害者等福祉手当認定通知書（別記様式第二号）により、当該申請をした者に通知する。

2 区長は、前項の調査の結果、受給資格がないと認めたときは、心身障害者等福祉手当認定申請却下通知書（別記様式第三号）により、当該申請をした者に通知する。

（調査の依頼）

第九条 区長は、必要があると認めたときは、前条の規定による調査を調査依頼書（別記様式第四号）により医師その他適当と認める者に依頼することができる。

（支払期月の特例）

第十条 条例第六条第二項ただし書に規定する「特別の事情」とは、受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 受給資格が消滅したとき。
- 二 支払時期が経過した後において支払を受けるとき。
- 三 災害、疾病等、区長が特に必要があると認めた事由があるとき。

（受給資格消滅の通知）

第十一条 区長は、条例第八条の規定により受給者の受給資格が消滅したときは、心身障害者等福祉手当受給資格消滅通知書（別記様式第五号）により当該受給者であつた者に通知する。ただし、同条第一号に該当する場合は、この限りでない。

（未支払手当）

第十二条 前条ただし書に規定する場合において、その死亡した者に支払うべき心身障害者等福祉手当（以下「手当」という。）で、まだその者に支払われていないものがあるときは、その未支払の手当は、その者の同居の親族に支払う。

（手当の返還請求）

第十三条 条例第九条の規定による手当の返還請求は、心身障害者等福祉手当返還請求書（別記様式第六号）により手当を返還すべき者に通知して行う。

（届出）

第十四条 条例第十条の規定による届出は、心身障害者等福祉手当異動届（別記様式第七号）により行わなければならない。

文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則

2 条例第十条第三号に規定する届け出るべき事項とは、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 受給者の氏名の変更
- 二 その他区長が特に必要があると認めた事項
(現況届)

第十五条 受給者は、毎年七月一日から八月三十一日までの間に、心身障害者等福祉手当受給者現況届（別記様式第八号）を区長に提出しなければならない。ただし、区長がその届出を要しないと認めたときは、この限りでない。

(添付書類の省略)

第十六条 区長は、この規則の規定により申請書又は届出書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿によつて確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(状況調査)

第十七条 第九条の規定は、条例第十一条の規定による調査の場合に準用する。

(台帳登載)

第十八条 区長は、心身障害者等福祉手当受給者台帳（別記様式第九号）を備え、第八条第一項の規定により心身障害者等福祉手当認定通知書を交付した者をこれに登載する。

付 則

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

付 則（昭和五〇年三月三十一日規則第二四号）

- 1 この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。
- 2 改正前の規定により調製した様式類については、用紙の残存する限り使用することができる。

付 則（昭和六〇年二月一日規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二年一二月二七日規則第四六号）

- 1 この規則は、平成三年一月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

付 則（平成四年三月三十一日規則第二号）

文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則の別記様式第二号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成十一年三月三十一日規則第二九号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成十一年一〇月一日規則第六一号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成十二年六月一日規則第七三号）
（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成十二年四月一日から適用する。
（経過措置）
- 2 新規則別表副腎白質ジストロフィーに該当する者が平成十二年八月三十一日までに認定の申請を行った場合については、同年四月一日に東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（昭和四十九年三月文京区条例第八号）第三条の規定に該当していたものにあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至ったものにあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則（平成十二年七月三十一日規則第八〇号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成十二年八月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則第十四条の適用については、平成十二年においては「六月一日から七月三十一日」とあるのは「八月一日から九月三十日」とする。

文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則

- 3 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成一三年七月三〇日規則第六三号）

この規則は、平成十三年八月一日から施行し、この規則による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則別表の規定は、平成十三年五月一日から適用する。

付 則（平成一四年七月九日規則第六三号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則の規定は、平成十四年六月一日から適用する。

付 則（平成一四年七月二二日規則第六四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十四年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第三条、第五条、第七条及び第十五条の改正規定は、平成十四年八月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則（以下「旧規則」という。）別表に掲げる疾病のうち慢性肝炎又は肝硬変・ヘパトーム（以下「慢性肝炎等」という。）のり患により平成十四年九月分（以下「前月分」という。）の心身障害者等福祉手当（以下「手当」という。）の支給を受けた者又は東京都の区域内（以下「都内」という。）の他の特別区若しくは市町村において、慢性肝炎等のり患により旧規則による手当と同種の手当で前月分のものの支給を受けた者であつて、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則（平成十四年東京都規則第八十七号）附則第二項により医療費助成を受けているものについては、慢性肝炎等に係る手当の支給に関する限りにおいて、施行日から起算して三年を経過する日又は東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（昭和四十九年三月文京区条例第八号。以下「条例」という。）第八条の規定により受給資格が消滅する日のいずれか早い日までの間は、旧規則の規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項の規定により旧規則の適用を受ける者は、別に定める基準により、難病等医療費助成受給現況届を提出しなければならない。
- 4 第二項の規定にかかわらず、旧規則別表に掲げる疾病のうち慢性肝炎等のり患により前月分の手当の支給を受けた者又は都内の他の特別区若しくは市町村に住所を有してい

文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則

た者のうち引き続き区の区域内に住所を有することとなったもので都内の他の特別区若しくは市町村において慢性肝炎等のり患により旧規則による手当と同種の手当の支給を受けた者については、慢性肝炎等に係る手当の支給に関する限りにおいて、施行日から起算して一年を経過する日又は条例第八条の規定により受給資格が消滅する日のいずれか早い日までの間は、旧規則の規定は、なおその効力を有する。

付 則（平成一四年一二月二五日規則第七六号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

付 則（平成一五年三月六日規則第七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成一五年九月三〇日規則第六六号）

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

付 則（平成一六年三月三十一日規則第二六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の文京区心身障害者等福祉手当施行規則第十二条の規定は、施行の日以後に死亡した者に係る心身障害者等福祉手当（以下「手当」という。）の支払について適用し、施行の前日に死亡した者に係る手当の支払については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成一六年九月三〇日規則第六〇号）

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

付 則（平成一七年三月三十一日規則第三六号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

付 則（平成一七年九月三〇日規則第六一号）

文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (平成一八年三月三十一日規則第五三号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則 (平成一八年八月二一日規則第八六号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、平成十八年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の文京区心身障害者等福祉手当に関する条例施行規則第五条第二項の規定は、平成十八年八月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年七月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

付 則 (平成二二年一月一三日規則第一号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、平成二十一年十月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則（以下「旧規則」という。）別表に掲げる特殊疾病のうち、次の表の上欄に掲げる疾病に係る受給者とされている者は、新規則別表に掲げる特殊疾病のうち、次の表の下欄に掲げる疾病に係る受給者とみなす。

ミトコンドリア脳筋症	ミトコンドリア病
原発性肺高血圧症	肺動脈性肺高血圧症
特発性慢性肺血 ^{そく} 栓 ^{そく} 性肺高血圧症（肺高血圧型）	慢性血 ^{そく} 栓 ^{そく} 性肺高血圧症
アレルギー性肉芽腫 ^{しゅ} 性血管炎	アレルギー性肉芽腫 ^{しゅ} 性血管炎（チャージ・スト

文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則

	ラウス症候群)
特発性肥大型心筋症（拡張相）	肥大型心筋症

3 新規別表に掲げる特殊疾病のうち、ミトコンドリア病、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、脊髄性筋萎縮症、肥大型心筋症、家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）、球脊髄性筋萎縮症、拘束型心筋症、リンパ脈管筋腫症（LAM）、重症多形滲出性紅斑（急性期）、黄色靭帯骨化症又は間脳下垂体機能障害（PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症又は下垂体機能低下症）に該当する者であつて、東京都難病患者等に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則（平成二十一年東京都規則第四百四十五号）附則第三項又は第四項の規定により読み替えるものとされた同規則による改正後の東京都難病患者等に係る医療費の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十四号）第八条の規定の適用を受けるものが、平成二十二年六月三十日までに認定の申請を行った場合については、平成二十一年十月一日に文京区心身障害者等福祉手当条例（昭和四十九年三月文京区条例第八号）第三条の規定に該当していたものにあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至ったものにあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

4 この規則の施行の際、旧規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成二四年三月三〇日規則第四〇号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則第三条の規定は、平成二十四年八月以後の月分の心身障害者等福祉手当の支給について適用し、同年七月以前の月分の心身障害者等福祉手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成二五年三月二九日規則第四一号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

付 則（平成二六年三月三十一日規則第二八号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

付 則（平成二六年一二月二六日規則第六六号）

文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則（以下「旧規則」という。）別表に掲げる特殊疾病のうち、次の表の上欄に掲げる疾病に係る受給者とされている者は、この規則による改正後の文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則別表に掲げる特殊疾病のうち、次の表の下欄に掲げる疾病に係る受給者とみなす。

多発性硬化症	多発性硬化症／視神経脊髄炎
高安病	高安動脈炎
モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	もやもや病
脊髄小脳変性症	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
ライソゾーム病（ファブリー病を含む。）	ライソゾーム病
先天性血液凝固因子欠乏症等（先天性血液凝固因子欠乏症及び血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）	先天性血液凝固因子欠乏症等
ビュルガー病	バージャー病
アミロイドーシス（原発性アミロイド症）	全身性アミロイドーシス
ウェグナー肉芽腫症	多発血管炎性肉芽腫症
多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）	多系統萎縮症
表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）	表皮水疱症
膿疱性乾癬	膿疱性乾癬（汎発型）
慢性炎症性脱髄性多発神経炎	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
アレルギー性肉芽腫性血管炎（チャーグ・ストラウス症候群）	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
成人スティル病	成人スチル病
リンパ脈管筋腫症（LAM）	リンパ脈管筋腫症

- 3 この規則の施行の際、現に旧規則別表に掲げる特殊疾病のうち、強皮症・皮膚筋炎及

文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則

び多発性筋炎、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病）、結節性動脈周囲炎、肺動脈性肺高血圧症、重症多形滲出性紅斑（急性期）及び間脳下垂体機能障害（PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症）に係る受給者とされている者に係る心身障害者等福祉手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成二七年六月三〇日規則第五五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十七年七月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則（以下「旧規則」という。）別表に掲げる特殊疾病（劇症肝炎及び重症急性膵炎を除く。）に係る受給者とされている者に係る心身障害者等福祉手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 旧規則別表に掲げる特殊疾病のうち劇症肝炎又は重症急性膵炎（以下「劇症肝炎等」という。）のり患により平成二十七年六月分の心身障害者等福祉手当の支給を受けた者又は東京都の区域内の他の特別区若しくは市町村において、劇症肝炎等のり患により旧規則による心身障害者等福祉手当と同種の手当で平成二十七年六月分のものの支給を受けた者であって、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則（平成二十六年東京都規則第二百号）附則第三項の規定により医療費助成を受けているものについては、劇症肝炎等に係る心身障害者等福祉手当の支給に関する限りにおいて、この規則の施行の日から継続して当該心身障害者等福祉手当の支給を受ける間は、なお従前の例による。

付 則（平成二七年九月三〇日規則第六〇号）

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

付 則（平成二八年三月三十一日規則第五七号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

付 則（平成二八年一二月二八日規則第九六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則

- 2 この規則による改正後の文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則第五条第一項の規定は、平成三十年八月以後の月分の心身障害者等福祉手当の支給について適用し、同年七月以前の月分の心身障害者等福祉手当の支給については、なお従前の例による。